

## 道路の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止する。  
その関係図面は福島市役所建設部路政課において2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月16日

福島市長 馬場 雄基

路線番号	路線名	起 終 点	供用廃止期日
10122	根深・倉ノ内線	福島市岡部字根深53番地先 福島市岡部字倉ノ内5番地先	(告示日に同じ)
10124	前田・川面線	福島市岡部字前田91番地先 福島市岡部字川面50番地先	(告示日に同じ)
51398	石堂前線	福島市飯坂町平野字石堂前17番8地先 福島市飯坂町平野字石堂前1番17地先	(告示日に同じ)
60174	宮下町3号線	福島市宮下町25番1地先 福島市宮下町51番地先	(告示日に同じ)
60175	宮下町4号線	福島市宮下町14番1地先 福島市宮下町22番地先	(告示日に同じ)
60177	宮下町6号線	福島市宮下町62番地先 福島市宮下町57番地先	(告示日に同じ)
60179	宮下町8号線	福島市宮下町59番2地先 福島市宮下町67番2地先	(告示日に同じ)
70813	白家2号線	福島市方木田字白家19番1地先 福島市方木田字白家21番17地先	(告示日に同じ)